

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する
法律等の施行通知に盛り込む内容について（案）

改正の趣旨

大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の所要の改正を行ったものである。

改正の概要

1. 学校教育法の一部改正

学校教育法の改正は、全ての国立・公立・私立・構造改革特別区域法に基づいて設立されている株式会社立の大学（短期大学を含む）に適用されるものである。

（1）副学長の職務（第92条第4項関係）

副学長の職務は、これまでは「学長の職務を助ける」と規定されてきたが、学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することを可能にすることで、より円滑かつ柔軟な大学運営を可能にするため、副学長の職務を、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改めること。

（2）教授会の役割の明確化（第93条関係）

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改正を行ったこと。

- ① 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。（第93条第2項）
- ② 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしたこと。（第93条第3項）

2. 国立大学法人法の一部改正

国立大学法人法の改正については、全ての国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）に適用される。

(1) 学長選考の透明化（第 12 条、第 26 条関係）

- ① 国立大学法人等の学長又は機構長（以下、「学長等」という。）の選考は、学長選考会議又は機構長選考会議（以下、「学長選考会議等」という）が定める基準により、行わなければならないこと。（第 12 条第 7 項（大学共同利用機関法人については、第 26 条において準用））
- ② 国立大学法人等は、学長等の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長等選考会議が①に定める基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととする。（第 12 条第 8 項（大学共同利用機関法人については、第 26 条において準用））

(2) 経営協議会（第 20 条第 3 項、第 27 条第 3 項関係）

国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学又は大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととする。（第 20 条第 3 項及び第 27 条第 3 項関係）

(3) 教育研究評議会（第 21 条第 3 項関係）

国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第 92 条第 2 項の規定により副学長（同条第 4 項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を教育研究評議会の評議員とすること。（第 21 条第 3 項関係）

(4) その他（国立大学法人法施行規則第 11 条の 2 関係）

国立大学法人等の職員は、法律上、学長等が任命するものとされており、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 26 条の規定による学部、研究科、大学附置の研究所その他教育研究上の重要な組織の長の任命は、学長又は機構長の定めるところにより行うものとする。

(5) 施行期日

この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

今回の改正における基本的留意事項

各大学において、今回の改正を踏まえ、内部規則の整備、見直し等を行う必要があるが、その際に留意する必要がある基本的事項は以下の通りである。

なお、各大学が、下記基本的事項を踏まえ内部規則の整備、見直し等を行うにあたり、更に留意すべき事項の詳細につき、別途ガイドライン等を発出する。

1. 権限と責任の一致

(1) 学長の権限及び教授会の役割

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条第 3 項は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定しており、学長は大学の全ての校務について、包括的な責任者としての権限を有するとともに、特に高い立場から教職員を指揮監督することとされている。

今回の改正では、この規定に変更はなく、学長は引き続き、大学全体の運営に最終的な責任を負うものであり、その前提の下で権限が与えられていると解すべきであること（権限と責任の一致）。

- ② 今回の法改正は教授会が法律上の審議機関として位置づけられていることを明確化するものである。

仮に、各大学において、大学の運営に最終的な責任を負う学長の決定が、教授会の判断によって拘束されるような仕組みとなっている場合には「権限と責任の不一致」が生じた状態であると考えられるため、責任を負う者が最終決定権を行使する仕組みに見直すこと。

なお、国立大学法人においては、その運営が運営費交付金や競争的資金等の国民の税金で賄われていることを踏まえ、学長が大学の運営に最終的な責任を負う主体は、一義的には国民であることに留意すること。

- ③ 学長が教育研究に関する判断を行うにあたって、その判断の一部を教授会に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではない。しかしながら、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、学長が最終的な決定権を有すると規定している法律の趣旨に反するものであること。

(2) 学長補佐体制の充実化

- ① 学長が、大学の最終決定権限者として、法により与えられた権限を適切に行使し、そのリーダーシップの下で戦略的に大学を運営する前提として、各大学における学長補佐体制をより充実させることが極めて重要である。

したがって、今般の改正で副学長の職務範囲が改められたことにも鑑み、各大学における副学長の職務内容を適切に見直し、内部規則を整備することで、学長補佐体制の充実を図ること。副学長が未設置の大学については、副学長の職は今般の法改正後も必置ではないものの、各大学の規模や実情に応じて、副学長の設置の必要を含め、学長補佐体制の強化方策につき検討、推進すること。

- ② また、副学長の職には、学外を含め有為の人材を充てる必要があることから、副学長の選任における基準や手続等に関する内部規則についても、あわせて整備・見直しを行うこと。

- ③ 学長選考組織は、学長の評価と合わせて、副学長の業務執行の状況の評価についても実施し、結果を定期的に公表すること。

(3) 副学長の職務

- ① 副学長は、学長を補佐するのみならず、学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができるようになること。
- ② 副学長は、これまでと同様に、大学の規模や実情に応じて置くことができる職であり、必置の職ではないこと。
- ③ 同じ学校教育法にある副校長に関する規定等と平仄を合わせるため、改正前の第 92 条第 4 項の「学長の職務を助け」を、改正後は「学長を助け」に改めたが、本質的な変更はないこと。
- ④ 今回の改正により、副学長の法律上の権限の範囲は広がるが、各大学における具体的な所掌範囲については、学長が、予め定める内部規則に則り、個別に命ずること。法律施行後であっても、副学長が、必ず学長から校務をつかさどるよう命令を受けなければならないものではなく、命令を受けない場合には、従前通り、副学長として、学長を補佐する職務に従事することが可能であること。
- ⑤ 学長から副学長への、副学長がつかさどる校務の命令は、予め定める内部規則に則り、学内外からも担当責任者であることがわかるよう、文書（学長裁定等）で明確にしておくこと。
- ⑥ 学長から副学長への、副学長がつかさどる校務の命令は、随時行うことができ、また途中変更・終了も可能であるが、これらは予め定める内部規則に則って行われるべきこと。

(4) 教授会の役割の明確化

- ① 学校教育法第 93 条第 1 項に規定するとおり、教授会は、これまでと同様に、大学における必置の機関であること。
- ② 同法第 93 条第 2 項各号に掲げる事項については、教授会に意見を述べる義務が課されていること。学長に対しても、教授会に意見を述べさせる義務を課しているものと解されるが、学長は、教授会の意見に拘束されるものではないこと。
- ③ 学長は、教授会が意見を述べるべき事項が学長裁定等適切な方法で明確化されているか再確認し、必要があれば随時定めること。その際、同法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事項については、必ず含まれるようにすること。また、定めた事項については、教授会に周知すること。
- ④ 同法第 93 条第 2 項第 1 号で規定された以外の、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから、教授会が意見を述べることを義務付けておらず、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 144 条は削除する。

ただし、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分については、教授会や専門の懲戒委員会等において多角的な視点から慎重に調査・審議することが重要であることから、学長が、学生の懲戒に関する適切な手続を定めるよう、学校教育法施行規則で別途規定する。

なお、学校教育法施行規則の改正を受け、退学、転学、留学、休学、復学、再

入学その他学生の身分に関する事項について、各大学において、大学への届出、審査等の新たな手続を定める必要があるか点検し、必要があれば定めることとなること。

- ⑤ 同法第 93 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれており、その他学長が教授会の意見を聴くことが必要である事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。

なお、参酌とは、様々な事情、条件等を考慮に入れて参照し、判断することであること。

- ⑥ 同法第 93 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項」には、キャンパスの移転や組織再編等の事項も含まれ得ると考えられるが、具体的にどのような事項について教授会の意見を聴くこととするかは、学長が、各大学の実情等を踏まえて判断すべきこと。

なお、これらの事項の中には、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、教授会は、あくまでも教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるものであること。

国立大学法人については、どのような事項が経営に深くかかわる事項であるかにつき、別途ガイドライン等を発出する。

- ⑦ 同法第 93 条第 2 項各号に掲げる事項以外の事項についても、教授会は、第 93 条第 3 項に規定する「教育研究に関する事項」として審議することが可能であること。第 93 条第 3 項前段の「審議」とは、字義通り、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではないこと。

- ⑧ 同法第 93 条第 2 項及び第 3 項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる前には、教授会として責任を持って、専門的な観点から審議を行うことが求められること。

- ⑨ 同法第 93 条第 2 項及び第 3 項後段に基づき、教授会が学長等に意見を述べる際に、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められている場合には法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要であること。

- ⑩ 同法第 93 条第 3 項後段の「学長等の求めに応じて、意見を述べることができる」とは、学長等が教授会の意見を求める場合に、これに対して教授会が意見を述べるという関係を確認的に規定したものであること。学長の求めがない場合の取扱いについては、法律では規定していないが、教授会が教育研究に関する事項について審議した結果を、事実行為として学長等に対して伝えることは差し支えないこと。

- ⑪ 学部長その他研究科、研究所等の組織の長においても、基本的には各組織に関する校務の決定権を有する場合があることから、学長と同様に教授会との関係を明確化したこと。

- ⑫ 同法第 93 条第 2 項及び第 3 項に基づき教授会が述べた意見は、それぞれ法律に基づき述べられた意見であるが、いずれの意見についても、これを受けた学長等が最終的に判断すべきこと。なお、同法第 93 条第 2 項については、法律が学長が決定を行うに当たり教授会に意見を述べる義務を課していることを踏まえると、当該教授会の意見を慎重に参酌すべきこと。これらの判断における具体的基準については、別途ガイドライン等を発出する。
- ⑬ ①～⑫の前提の上で、円滑な大学運営を図るという観点から、学長と教授会が適切な役割を果たし、意思疎通を図っていくことが望ましいこと。
- ⑭ 教授会は、必ずしも学部や研究科単位で置かなければならないものではなく、全教員から構成される全学教授会や、学科や専攻ごとに置かれる教授会、教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織される教授会など多様な在り方が考えられることから、教育研究の実態を踏まえながら、各大学において、適切な教授会の設置単位の在り方について再点検を行うこと。
- ⑮ 教授会の役割を明確化する観点から、個人情報等の取扱いには十分に留意した上で、議事次第や議事概要等のホームページでの公表など適切な方法によって透明化を図ること。

2. 学長の職務遂行責任について

(1) 学長に対する監督・検証機能の充実

- ① 大学運営における権限と責任の一致とは、大学の最終決定権者である学長が、自己の決定に基づく大学運営の結果について、責任を有することでもある。よって、学長が適正な業務遂行を行い、権限に相応する責任を適切に果たしているか、監督・検証するための学内機能も、あわせて充実させる必要がある。
- ② 特に、国立大学法人等においては、学長等が国立大学法人等の運営に責任を負う主体が一義的には国民であることを踏まえ、学長選考会議等や経営協議会、監事等が、国民の立場から適切に学長等の職務執行に対する監督・検証機能を果たせるようなガバナンスの仕組みを整備、構築する必要がある。

(2) 学長選考会議等による学長等の選考・評価について

- ① 国立大学法人等の学長選考会議等は、改正法に従って、学長等の選考の基準を定め、公表する必要があるが、その際は、学長等に求められる能力・資質、学長等の選考の具体的手続・方法等が含まれた選考基準とし、広く学内外の候補者を募り主体的に選考を行うこと。また、選考基準を数値化するなど各国立大学法人等が創意工夫を凝らし、できるだけ具体化された選考基準とすること。
なお、学長等の選考が行われたときに公表すべき文部科学省令で定める事項については、その内容として学長選考会議等が、選考した学長等を適切と判断した理由及び学長選考会議等において行われた選考の過程を国立大学法人法施行規則において定める。
- ② 国立大学法人等の学長選考会議等は、候補者の推薦への関与、所信表明の機会

の設定やヒアリングの実施・質問状の公開など適切な方法を通じて、主体的な選考を行うこと。なお、選考の過程でいわゆる教職員による意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長選考会議等の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、国民の立場からのガバナンスの重要な機能を担う学長選考会議等の主体的な選考という観点から適切でないこと。

- ③ 国立大学法人等の学長選考会議等は、選考した学長等の業務執行の状況について、恒常的に評価すること。当該評価の際の評価基準についても学長選考会議で定め、公表するとともに、評価結果を定期的に公表すること。また、学長選考会議等は、副学長の評価についても、学長の評価とあわせて実施し、評価結果を定期的に公表すること。
- ④ 国立大学法人等の学長選考会議等の構成員については、審査の公正性等の観点にも配慮しつつ、多様なステークホルダーが参画するよう努めること。なお、国立大学法人法上、学長等又は理事は、学長選考会議等の構成員となることが可能であるが、学長選考会議等による学長等の選考及び評価の公平性を担保する観点から、この取扱いは、内部規則において学長等の再選を禁じている場合で、かつ、学長等又は理事を学長選考会議等の構成員とする真にやむを得ない理由がある場合に限ること。また、上記以外の形で、公式・非公式を問わず学長等が次期学長等の選考に関与することのないようにすること。
- ⑤ 国立大学法人等の学長等の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長選考会議等の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長等について、例えば、学長選考会議等が優れた業績を上げていると判断し、監事からの異議がない場合には、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保すること。
- ⑥ 公立大学及び私立大学についても、上記を十分に踏まえ、透明性及び公正性が担保された学長選考・評価方法となるよう、整備、見直しを行うこと。特に、国から助成金を受け入れている大学については、学長の選考基準及び結果につき公表するとともに、学長評価の基準及び結果についても、（結果については定期的に）公表すること。

(3) 経営協議会について

- ① 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする今回の法改正の趣旨は、国立大学法人等の運営に学外者の意見をよりの確に反映させることで、学外委員を中心とした経営協議会による学長等に対する牽制機能が、国民の立場から十全に発揮できるようにすることにある。

よって、当該改正法の趣旨を踏まえ、各国立大学法人等の実情を踏まえた適切な学外委員の選任、学外委員に対する積極的な情報提供、多くの学外委員の出席が可能となる会議日程の設定、欠席した学外委員に対するフォローアップ等がな

されるよう、各国立大学法人等における経営協議会の運用について、見直しを行うこと。また、学外委員の出席を確保する観点から、委員の総数についても、適正な規模に見直すこと。

- ② 経営協議会における学外委員の質問等については、次回の経営協議会において、フォローアップを行うこと。
- ③ 経営協議会の議事録について、特に、学外委員の意見、質問及びそれに対する学内委員の回答内容（次回経営協議会におけるフォローアップも含む）を具体的に記載した上で、公表すること。

（４）監事について

- ① 国立大学法人等の監事については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 66 号）により国立大学法人法が改正され、監事が、いつでも、国立大学法人等の役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人等の業務及び財産の状況を調査することができることが法律上明記されるなど、監事機能の強化が図られている。

かかる法改正の趣旨も踏まえ、国立大学法人等の監事が学長等の業務執行状況を恒常的に適切に監査することができるために、十分な予算・人員面の手当がなされるよう、各国立大学法人等において、監事監査に対する予算・人員の配分に関する基準を策定すること。

なお、次期監事の文部科学大臣による任命にあたり、大学の意見を聴く慣行については、監査を受ける立場の学長の意向を実質的に強く受けた人選となるおそれがあることから、これを改めることとし、現監事の意見を聴いた上で任命するなど、適切な方法を検討する。

- ② また、監事監査の結果が学長選考会議等における学長等の評価に反映されるよう、内部規則の整備を行うこと。③ 公立大学及び私立大学についても、上記を十分に踏まえ、学長の業務執行状況が監事による恒常的な監査の対象となり、当該監査結果が学長選考組織による学長の評価に反映されるよう、内部規則の整備、見直しを行うこと。

（５）学長の解任手続の整備について

- ① 国立大学法人法上、学長選考会議等の評価結果が不芳で、その程度が著しい場合は、例えば、学長等の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人等の業務の実績が悪化した場合に該当し、学長等の解任事由となる場合がある。

したがって、各国立大学法人等においては、学長選考会議等が、その評価結果に基づき学長等の解任の申出を文部科学大臣に対し行うための手続につき、整備すること。

- ② また、国立大学法人等の監事が、学長の業務執行に対する監事監査の結果を踏まえ、学長選考会議等に学長等の解任の申出を行うよう勧告するための手続についても、同様に整備すること。

- ③ 公立大学、私立大学においても、上記を十分に踏まえ、学長選考組織の評価結果や監事の監査結果に基づく学長の解任に関する手続につき整備、見直しを行うこと。

3. その他

(1) 内部規則の総点検・見直し

- ① 今回の改正を契機に、各大学においては、法律の施行日までに、内部規則全体の解釈及び実態の運用と照らし合わせた上で、関係する内部規則について、法の趣旨を適切に踏まえたものか総点検し、必要な見直しを行うことが求められること。
- ② 特に、国立大学法人及び公立大学法人においては、法人化以降は教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）に定められた教員の選考等に関する規程は適用されず、教員の選考等については、最終的に学長又は理事長が行うものとされていることを踏まえ、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること。
その際、規定上の個別の文言のみで判断するのではなく、内部規則全体の体系からして、学長が最終決定権を行使できるように担保されているかという観点から行うことが必要であること。
- ③ 上記見直しに当たっての留意事項につき、別途ガイドライン等を発出する。

(2) 私立大学における学長と理事会との関係

私立大学においては、設置者である学校法人がその運営についての責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置付けられている（私立学校法第 36 条）。今回の改正は、学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではない。